

困難な問題を抱える若年女性 ～支援団体の活動から見えてきたこと～

- 【 講 師 】 遠藤 智子さん 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター事務局長
【 日 時 】 令和7年2月28日(金)
【 場 所 】 愛媛県男女共同参画センター

【 講師紹介 】

フェミニストカウンセリングの活動を経て1999年から全国女性シェルターネットに参加。

2003年から事務局長としてDV法の改正等に取り組む。

2011年10月より現職。

ご講演では、まず若年女性の性被害の実態についてと、現代の若年女性は検索もコミュニケーションもインターネットを通じて行うため、電話相談など音声による相談ではなく、文字による相談(SNSやチャットを利用した相談)が有効であるとお話いただきました。

この現状から、オンライン支援にどう取り組むか、DV法や刑法の改正を踏まえながら、SNS相談の作り方について詳しく教えていただきました。

また、SNS相談を行うにあたって、知っておきたい重要キーワードについても再確認しました。

《参加者の声》

- センシティブなことを聴きましたが、現実がよくわかりました。今日これから私達がすることを知りました。力が湧きます。
- 長い間、児童福祉の分野にいて、電話や面談でないと相談ができないとの思い込みを持っていました。この思い込みを捨てて、SNSを通じた支援を考えるきっかけになりました。
- どの分野においても、アウトリーチになる支援が求められるようになっている。こちらが若年女性の世界に歩み寄っていく努力が必要であると感じました。
- 現状把握と体制整備の急務、体制作りの方法など参考になりました。
- 多様な支援の事例や実践的な知見を得ることができ、非常に有意義な時間となりました。

・・・等々 たくさんのご意見をいただきました。